

第2 弁護士と法律事務の独占

1 弁護士の法律事務独占と非弁行為の禁止

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、広く法律事務を取り扱うことをその職務とするものであり、そのために弁護士法は、厳格な資格要件を設け、かつ、その職務の誠実適正な遂行のために必要な規律に服すべきものと規定している。しかし、弁護士の資格を有することなくみだりに他人の法律事件に介入することを業とする例が存在し、それを放置するとすれば、当事者や関係人の利益を損ね、ひいては法律生活の公正円滑な営みを妨げ、法律秩序を害することにつながる。かような国民の公正円滑な法律生活を保持し、法律秩序を維持・確立する公的目的をもった規定が弁護士法72条以下の規定である。

(1) 非弁護士取締りの対象と非弁行為の具体例

ア 非弁護士の法律事務取扱又は周旋事案（弁護士法72条）

(ア) 要件

①弁護士又は弁護士法人でないものが、②法定の除外事由がないのに、③業として、④報酬を得る目的で、⑤一般の法律事件に関する法律事務の取り扱い又は一般の法律事務の取り扱いの周旋をする場合をいう。

※「業として、報酬を得る目的で」法律事務を取り扱うのが禁止されているところがポイント。

※法定の除外事由としては、以下のようなものがある。

① 弁理士は、弁理士法6条の場合と特定侵害訴訟についての訴訟代理権をもつ（弁理士法6条の2）。

② 司法書士は、簡易裁判所において請求額が140万円を超えない範囲の民事訴訟等の代理権をもつ（司法書士法3条1項6号）。

③ 税理士は、租税に関する事項について補佐人として裁判所において陳述をすることができる（税理士法2条の2）。

④ 行政書士については、2014（平成26）年6月に行政書士法が改正され、行政庁に対する審査請求、異議申立て、再審査請求等の不服申立て手続の代理権が与えられることになった（行政書士法1条の3）。

⑤ 社会保険労務士については、2014（平成26）年11月の社会保険労務士法改正により、ADRにおいて紛争の価額120万円を上限とする単独代理権及び裁判所における補佐人としての陳述権が認められた。

⑥ 債権回収会社（サービサー）は、法務大臣による厳格な規制のもと、債権の回収業務を行うことができる（債権管理回収業に関する特別措置法1条、11条1項）。

(イ) 罰則 2年以下の懲役又は300万円以下の罰金（弁護士法77条3号）。

(ウ) 趣旨 弁護士が、基本的人権の擁護と社会的正義の実現を使命とし、広く法律事務を行うことをその職務とするものであり、そのため、弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講じられているところ、かかる資格を有さず、なんらの規律にも服しない者が、自己の利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とする行為を放置すれば、当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、これを禁圧する必要があるとの趣旨に基づくものである（最判昭和46年7月14日判決・刑集25巻690頁参照）。

(エ) 具体例

① 典型的なのが、債権管理組合・整理屋・NPO法人・探偵事務所・事件屋等による債権回収や非弁提携弁護士に対する事件の周旋である。

② 土地建物の売買等を営む者が、多数の借入人の存在するビルについて、ビルオーナーから、その借入人らと交渉して、借入人らの立ち退きの実現を図るという業務（いわゆる「地上げ」）を、報酬を得る目的で業として、借入人らに不安や不快感を与えるような振る舞いをしながら行った事案で、弁護士法72条違反の罪の成立を認めた（最高裁平成22年7月20日判決・刑集64巻5号793頁）。

③ 本人訴訟による約1,300万円の過払金返還請求の訴え提起が、その実質は司法書士による代理行為によるものであり、民事訴訟法54条1項本文、弁護士法72条に違反する違法なものであるとして、不適法却下された（富山地裁平成25年9月10日判決・判例時報2206号111頁）。

司法書士には、一定の要件のもと、簡易裁判所における請求額が140万円を超えない範囲の民事訴訟等の代理権が与えられる（司法書士法3条1項6号7号、同2項、裁判所法33条1項1号）が、これを超えるものについての権限はない。この裁判例は、司法書士の訴訟代理権や本人訴訟への助力の限界について判断したものとして注目されている。

④ 従来、多重債務者の債務整理についての司法書士の裁判外の和解権限について、受益説（弁済計画の変更によって得られる利益が140万円を超えない範囲で代理権があるとする説）と債権額説（債務整理の対象となる個別の債権の価額が140万円を超えない範囲で代理権があるとする説）の対立があったが、最高裁はいわゆる和歌山事件で、債権額説を採用することを明言した（最高裁平成28年6月27日第一小法廷判決、最高裁HP）。

もっとも、認定司法書士が140万円を超える過払金の返還請求権について委任者を代理して裁判外の和解契約を締結した場合の和解の効力については、その内容及び締結に至る経緯等に照らし、公序良俗違反の性質を帯びるに至るような特段の事情がない限り、無効にはならないとされた（最高裁平成29年7月24日第一小法廷判決、最高裁HP）。

イ 譲受債権回収事案（弁護士法73条）

(ア) 要件 ①他人の権利を譲り受け、②訴訟、調停、和解その他の手段によってその権利の実行をすることを、③業とする場合。

※主体は非弁護士に限定されていない。

※債権回収会社（サービサー）については、法務大臣による厳格な規制のもと、弁護士法の特例として、譲り受けた債権の回収も認められている（債権管理回収業に関する特別措置法1条、11条1項）。

（イ） 罰則 2年以下の懲役又は300万円以下の罰金（弁護士法77条4号）。

（ウ） 趣旨 主として、弁護士でない者が、権利の譲渡を受けることによって、みだりに訴訟を誘発したり、紛議を助長したりするほか、弁護士法72条本文の禁止を潜脱する行為をして、国民の法律生活上の利益に対する弊害が生ずることを防止する（最高裁平成14年1月22日判決・判例時報1775号49頁）。

ウ 非弁護士虚偽標示事案（弁護士法74条）

（ア） 要件（以下のいずれかに該当する場合）

- ① 弁護士又は弁護士法人でないものが、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をすること、
- ② 弁護士又は弁護士法人でないものが、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をすること、
- ③ 弁護士法人でないものが、その名称中に弁護士法人又はこれに類似する名称を用いること

（イ） 罰則 いずれも100万円以下の罰金（弁護士法77条の2）。

（ウ） 趣旨 弁護士又は弁護士法人でない者による弁護士、法律事務所及び弁護士法人の名称を僭称する行為、法律相談等を取り扱う旨の標示・記載をする行為を禁止することによって、国民が正規の弁護士や法律相談と誤認混同して不測の損害や不利益を被ることを未然に防止する（高中正彦『弁護士法概説（第2版）』〔三省堂、2003（平成15）年〕364頁）。

（エ） 具体例 弁護士でない者（NPO法人など）が、ウェブサイトで、「〇〇法律相談所」などと標示して法律相談受任の誘因をしているケースが典型的である。

（2） 非弁護士取締りの実情

ア 取締りの主体

非弁護士の取締りは、各単位会が行っている。

各単位会の対応はさまざまであり、東弁のように非弁護士取締委員会と非弁提携弁護士対策本部の双方を置いて役割分担をしている会、一つの委員会が非弁護士と非弁提携弁護士の双方を取り締まる会、独立の委員会を設置せず理事者が対応している会などさまざまである。

イ 日弁連の取組み

日弁連は、2005（平成17）年1月「法的サービス推進本部」を組織し、2007（平成19）年3月「業際・非弁問題等対策本部」に改組した。その後、「非弁提携問題対策委員会」を2011（平成23）年2月に統合し、「業際・非弁・非弁提携問題等対策本部」と改称して現在に至っている。業際・非弁・非弁提携弁護士対策本部では、①隣接士業等をめぐる法改正動向等の情報収集と業務範囲についての研究、②各単位会における非弁事例の紹介と検討、③非弁提携問題についての検討、④非弁取締活動に関するブロック別意見交換会の企画開催等の活動を行っている。

ウ 東弁の非弁護士取締委員会の活動概要

東弁の非弁護士取締委員会は、委員定数80人のところ、2019（令和元）年7月時点で51人の委

員が委嘱を受け、10人前後の委員からなる6つの部会に分かれて非弁被疑事実の調査を行っている。通常、各事件には主査1名と副査1ないし2名が選任される。委員会の副委員長は、各部会長を兼任している。2019（令和元）年7月末日時点における係属案件数は、36件である。

2 隣接士業問題

(1) 隣接士業とは

隣接士業について法定化されているものとしては綜合法律支援法第10条第3項が「隣接法律専門職者、隣接法律専門職者団体」の責務を規定し、業務運営等についても同様の「隣接法律専門職種」との規定が存在する。そこで想定されているのは、司法書士、税理士、弁理士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士の6士業である。このほかに公認会計士、不動産鑑定士も、隣接士業に含まれる場合もあるが、公認会計士、不動産鑑定士の業務は、「法律事務」（弁護士法3条1項）ではないから、ここでは隣接士業から除く。

この6士業の人口は、

司法書士 22,488人（2018〔平成30〕年4月1日現在）

税理士 77,327人（2018〔平成30〕年3月末日現在）

弁理士 11,185人（2018〔平成30〕年3月末日現在）

土地家屋調査士 16,625人（2018〔平成30〕年4月1日現在）

社会保険労務士 41,187人（2018〔平成30〕年3月末日現在）

行政書士 46,915人（2018〔平成30〕年4月1日現在）

である。

(2) 隣接士業問題の発生

弁護士とこれらの隣接士業の関係は、司法制度改革以前までは、弁護士人口が少ない中である程度のすみわけができていたため、大きな問題とはなっていなかったが、司法制度改革により状況が変わった。

今次の司法改革は、二割司法といわれた弁護士過疎の解消を目指し、法の支配を全国津々浦々に行きわたらせることを目的として行われた。

司法改革は、弁護士人口の増員と法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革がその中核をなすものである。しかるに、2001（平成13）年6月に公表された司法制度改革審議会の意見書（以下「司改審意見書」という。）では、隣接士業からの要望があり（佐藤幸治ほか『司法制度改革』〔有斐閣2002（平成14）年〕288頁）、弁護士人口の大幅増員が達成されるまでの間の過渡的・応急措置であるとして、「当面の法的需要を充足させるための措置」（司改審意見書87頁）として隣接士業の権限拡大措置が盛り込まれた。これ以降、隣接士業による権限拡大要求に対応した権限拡大が進んでいくことになった。

以下、司法制度改革開始後の各士業の状況を検討する。

(3) 司法書士法の改正等

司法制度改革で、認定司法書士には簡裁における140万円を超えない範囲での訴訟代理権が付与され裁判所の手続における代理権が認められた。2018（平成30年）4月1日時点で、認定司法書士は16,827人である。

その後、弁護士は権限がありながら十分に責任を果たしていないこと、市民の利便性、ニーズに応えることなどを理由に司法書士会は、合意管轄による簡裁代理権、家事事件の代理権、試験合格者全員への簡裁代理権の付与等の権限拡大を求めている。

しかし、日弁連は、全国津々浦々118のひまわり公設事務所を開設（そのうち72事務所の所長が退任後に定着し、2事務所が目的終了により廃止されたため、2018〔平成30〕年10月1日現在の稼働数は44事務所）、2001（平成13）年当時64か所存在した弁護士ゼロ・ワン地域が2017（平成29）年10月1日現在でゼロ地域なし、ワン地域1か所となったこと、弁護士人口の大幅増員（2001〔平成13〕年18,246人→2018〔平成30〕年40,066人）に鑑みれば、既にその批判は該当しないと考えられる。弁護士の増員達成までの間の過渡的・応急措置としてなされた権限拡大の例外措置をさらに増幅させることは、今後の司法改革の流れに逆行する要求である。

司法書士は、現在成年後見事務についても積極的に対応し、裁判所の後見人選任率は弁護士を超えている。さらに、相続・離婚事件など増加傾向にある事件についての代理権獲得については、弁護士会として明確な対応を取る必要がある。

（4）行政書士法の改正等

行政書士の本来業務は、他人の依頼を受け官公署に提出する書類を作成することであったが、2014（平成26）年6月に行政書士法が改正され、行政庁に対する審査請求、異議申立て、再審査請求の不服申立手続きの代理権が与えられることになった。これに基づいて2015（平成27）年12月、特定行政書士研修を修了した行政書士2,428名が特定行政書士に認定され、紛争性を有する事案における手続についても書類を作成し、その手続きの代理を業とすることとなった。

また、日本行政書士政治連盟は、そのホームページで、聴聞又は弁明の機会付与に係る代理手続の制限の解除とADR代理権の付与を目指すことを明言している。

行政書士、行政書士会は、2001（平成13）年頃からホームページ等で自らを「街の法律家」と称し、積極的な宣伝活動をするようになった。これに対し、2007（平成19）年、「街の法律家」という名称を掲載したチラシ等から削除することを求めた日弁連の要請に対し、行政書士会は「当該用語は既に国民に浸透している」として、続用する旨を回答し、その後2019（令和元）年に至っても使用し続けている。

（5）社会保険労務士法の改正等

2005（平成17）年、個別労働関係紛争について都道府県労働委員会が行うあっせんの手続、厚生労働大臣が指定する団体が行う紛争解決手続（紛争価額が60万円を超える事件は弁護士の共同受任が必要）の各代理、男女雇用機会均等法に基づき都道府県労働局が行う調停の手続の代理が、一定の能力担保研修と試験を終了した社会保険労務士に限るとの条件の下に認められるようになった。また、従来からあった労働争議への介入を禁止する規定が削除された。そこから、社会保険労務士が、労働争議に介入できる範囲が問題となった。

2014（平成26）年11月、社会保険労務士法が改正され、①個別労働紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限が120万円に引き上げられ、②事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭して陳述をすることができるようになった。

2016（平成28）年3月11日、厚生労働省労働基準局監督課長は、都道府県労働局長に対し、労働争議時において、社会保険労務士は、①争議行為の対策の検討、決定に参加することはできるが、②団体交渉における代理人としての折衝や交渉妥結のためのあっせん等の関与はできない旨の通知を発し、団体交渉における代理権を否定した。

全国社会保険労務士政治連盟は、労働審判手続における代理権、個別労働関係紛争に関する簡裁訴訟代理権の付与を要望している。

(6) 土地家屋調査士法の改正等

2005（平成17）年、筆界特定手続における単独代理権が付与された。また筆界特定をめぐる民間紛争解決手続について、一定の能力担保研修の修了と法務大臣の能力認定を受けた認定土地家屋調査士について、代理、相談業務が認められた。

(7) 弁理士法の改正等

2005（平成17）年、日本知的財産仲裁センター、一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）での工業所有権の紛争に関して、著作権についての代理業務が職務範囲に追加され、また、2007（平成19）年、弁理士が取り扱える特定不正競争行為の範囲が拡大された。2011（平成23）年、特許法の改正、商標法の改正など、知的財産権に関する関連諸法が改正されている。

(8) 隣接士業問題に対する今後の方針

上記の通り、隣接士業の法改正を求める権限拡大要求は極めて大きな政治的力となっている。また、法改正に先行して法律の拡大解釈等、運用による既成事実化により、権限の事実上の拡大も日々進行している。弁護士の法律事務の独占は事実上例外の範囲が拡大し、弁護士ではない法的サービスの担い手とされる隣接士業により浸食されている。本来弁護士が担うべきとされる裁判所における業務についても、司法書士の権限が認められる事態に立ち至っている。

しかしながら、これらは司法改革審議会意見書の立場からも、弁護士人口の増加が行われるまでの当面の措置であったのであるから、相当程度人口増が実現した現在、隣接士業の権限拡大を内容とする法改正は認められるべきではなく、また、当面の法的需要の充足という見地からすれば、この需要充足の達成度を検証し、場合により改正による措置の廃止も視野に入れて検討がなされなければならない。

この点について、意見書では、将来「各隣接専門職種 of 制度の趣旨や意義」「利用者の利便」「利用者の権利保護の要請」等の視点から、法的サービスの在り方を含めて総合的に検討することとされていた。

当時の「将来」が、既に「現在」の課題となり、当時の制度設計は見直されるべき時期にきている。ところが、当時は応急措置とされたはずの隣接士業の拡大された権限が、事実上後戻りの

できない極めて困難な既成事実と化してしまっている。

この問題の総合的な検討は、我が国の「法の支配」をどの担い手によってどのように進めていくかという極めて重要な政策課題であるが、当面は、次のような対応が必要であろう。

ア 各隣接士業の権限拡大に向けた立法活動に対し、積極的な意見表明をし、現実的な対抗運動をする必要がある。

これは、今までも続けてきた運動である。中でも行政書士法の改正に対する対応が重要である。

また他の諸立法については、国会情勢などにおける判断で、改正による過渡的措置が一定期間継続せざるをえないとしても、国民・市民の権利・利益の保護の視点から、「信頼性の高い能力担保措置」の強化を求めていくべきである。

いずれにしろ、日弁連は、日本弁護士政治連盟とも連携して、その実現にあたる必要がある。

イ 個別案件についての既成事実化に対する対応が必要である。違法な非弁行為を覚知したときは、毅然とした対応を迅速に取りうる体制を準備する必要がある。

ウ さらに直接的な対応ではないが、もっとも根本的なところにおいて重要な観点から、より広汎な弁護士業務を展開することが必要である。弁護士が国民のあらゆる法律的ニーズに応えるという立場に立って、例えば過疎地での弁護士業務の一層の充実、業務の新分野での対応、専門性の高い分野での対応等である。司法書士との関係でいえば、成年後見制度での受任体制の整備・不祥事対策、簡裁事件・少額事件への対応、税理士との関係でいえば、税務の専門性の高い弁護士による不服申立てへの対応の強化、弁理士との関係でいえば、知財の法律相談体制の一層の整備、社会保険労務士との関係でいえば、労働審判事件への取り組みの一層の強化、行政書士との関係でいえば、入管問題に対応する弁護士の強化、行政不服審査申立てについて関与する弁護士の体制の強化などである。これらの諸分野での活動を一層強化することが、隣接士業の権限拡大の立法事実を消すことになることを十分に理解した活動が重要である。

エ 弁護士と隣接士業との役割分担・協働の視点も重要である。

隣接士業は、これまでそれぞれの歴史の中で、様々な国民・市民の要望に応えてきた側面も有する。しかし、隣接士業が果たしてきた役割は、司法の担い手ではなく、各限定的な分野での専門性である。そのことを前提とすると、隣接士業に、限定的な訴訟代理権を付与するという方向性ではなく、弁護士と協働するなどの手法で、それぞれの業務の特殊性を生かしつつ、そのニーズに応えることが肝要である。むしろ隣接士業者が法改正による新権限について単独で業務を営むという視点ではなく、弁護士と協働してより多くのニーズに応えるという視点こそが重要というべきである。そのことにより非弁活動も防止することが可能となる。

経費共同によるワンストップサービスの事務所あるいは隣接士業間での連携を可能とするネットワーク作りなど、いくつかの工夫が検討される。これらのネットワークは弁護士業務にとってもアクセスポイントとしての役割を果たすし、弁護士からの登記や税務申告の依頼という面でも共存共栄が模索されるべきである。

3 ADRに関する問題

(1) ADR法の制定と制度見直しの動向

2004（平成16）年12月、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR法）が制定された。同法は、ADRが第三者の専門的知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続としての重要性をもつことに鑑み、基本理念と国等の責務を定め、民間紛争解決手続業務に関する認証制度や時効中断等に係る特例を規定している。

ADR法は2007（平成19）年4月に施行されたが、同法の附則第2条では施行後5年を経過した場合は施行状態を検討し所要の措置を講ずると規定し、2012（平成24）年がその制度の見直しの時期となっていた。2011（平成23）年、ADR協会はワーキンググループを立ち上げ、2012（平成24）年4月に見直しに関する提言案を法務大臣に提出した。

法務省は、2013（平成25）年2月に「ADR法に関する検討会」を設置して制度及び運用について議論し、その結果を2014（平成26）年3月、「ADR法に関する検討会報告書」として公表した。その内容は、いずれの論点も将来の課題として検討を要するとするものであり、具体的な法改正の内容に踏み込んだものではなかった。

なお、注意すべきは、現在、民間紛争解決手続業務に関する認証要件の一つとして、弁護士の助言を受けることができるようにする措置を定めていることが必要とされているところ、これを緩和して弁護士の関与を不要とすべきであるとの意見があるとされていることである。このような制度改正論には反対してゆかなければならない。

(2) ADR手続代理

2005（平成17）年4月、司法書士、弁理士、社会保険労務士、土地家屋調査士の4職種について、ADRにおける当事者の代理人としての活用を図るための法整備が行われた。なお、税理士、不動産鑑定士、行政書士について、ADR法施行後の手続実施者としての実績等が見極められた将来において再検討されることとなった。

税理士、不動産鑑定士、行政書士に対する手続代理権付与問題については、これら関連団体が行うADR手続主宰者としての実績を十分に見極めなければならない。安易なADR手続代理権の付与は、紛争当事者たる国民にかえって有害となることもあることを銘記すべきである。

(3) 弁護士会ADRの課題

東弁は、弁護士会ADRとして紛争解決センターを運営している（1994〔平成6〕年、あっせん仲裁センターとして設置され、2005〔平成17〕年に現在の名称に変更された）。弁護士会ADRは、そのADR法以前から存在するという歴史的経緯から、ADR法の認証を受けていないものであるところに特色がある。

上記一般ADRに加え、専門ADRとして、東京三弁護士会医療ADRが2007（平成19）年から、東京三弁護士会金融ADRが2010（平成22）年から実施されている。さらに、大災害が発生した場合に申立手続簡素化や手数料減免を図る災害時ADRも2016（平成28）年2月に「災害時ADRに関する細則」が施行された。

2014（平成26）年4月からは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（ハーグ条約実施法）に基づく特別なあっせん手続として、国際家事ADRが開始された。

さらに、2018（平成30）年1月からは、学校問題ADRが設置された。

東弁紛争解決センターの2018（平成30）年度の受案件数は、一般42件、金融34件、医療26件、国際家事2件の合計104件であり、2017（平成29）年度の113件から若干減少してしまった。

弁護士会ADRは、有用な制度であるにもかかわらず、事件数が少ないのが問題点であり、今後一層、広報等の利用促進策を工夫する必要がある。

4 サービス問題

(1) サービス法の成立、施行

民間サービス制度の創設を内容とする債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービス法」という。）は1998（平成10）年に成立し、翌1999（平成11）年2月に施行された。

サービスが行う債権回収業は、「弁護士以外のものが委託を受けて法律事件に関する特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって管理及び回収を行う営業をいう」（同2条2項）とされ、弁護士法72条、73条の禁止の例外が容認された。

(2) サービス法の改正

2001（平成13）年、サービス法改正により、取扱い債権の範囲が、銀行等の金融機関の貸付債権等に限定されていたのを、貸金業者の有する貸金債権、資産流動化法上の特定資産である金銭債権、法的倒産手続中の者が有する金銭債権等に大幅に拡張された。また、従来は利息制限法の制限を超える利息・賠償額の支払約束のある債権の履行要求が禁止されていたのが、制限利息に引き直せば、元利金を含めて請求することが許容された。

(3) サービス法再改正問題

業界団体である全国サービス協会（2009〔平成21〕年4月に一般社団法人化）は、2004（平成16）年、取扱い債権拡大等法改正を求める要望書を法務省等に提出した。法務省は2006（平成18）年度の臨時国会に協会の要望を反映した改正案を上程する方向で準備を進めたが、民主党の反対で廃案となった。

その後も、同協会は、取扱い債権の飛躍的拡大を求めてロビー活動を継続している。

サービス法の再改正問題は、弁護士制度の根幹を揺るがしかねない大問題であるから、法改正の動きが具体化したときには、弁護士会としても直ちに対応しなければならない。

5 非弁提携問題

非弁活動は、弁護士や弁護士法人でない者が法律事務を行うことを禁じたものであるが、弁護士がこのような非弁活動を行う者と結託することを禁止し、非弁活動が助長されることがない

ように、非弁行為と提携することが禁止されている（弁護士法27条）。

弁護士法27条は、弁護士や弁護士法人が、非弁活動を行う者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させることを固く禁止している。しかし、非弁提携問題は相変わらず後を絶たず、弁護士会としては国民の適正な権利擁護を実現するとともに、社会正義を実現しつつ、国民・市民が法律生活における公正円滑な営みができるよう努力を重ねるとともに、こうした非弁提携の根絶に向けてさらに注力しなければならない。

6 弁護士報酬のクレジットカード決済

(1) 経緯

1992（平成4）年当時の日弁連会長名で、「弁護士がクレジットカード会社と加盟店契約を締結することについての見解」と題し、カード利用に関しては自粛すべきであるとの要請が単位会会長宛てに出されている。これは、当時はそのカード利用料金が、そのカード利用額の1割を超えるなどの率であったために、主として弁護士報酬の一部を金融会社が取得することが非弁提携を禁じた弁護士法に違反するおそれがあったからである。これ以降、ほとんどの弁護士はこの自粛要請を守ってきているが、社会の変化により、その是非をめぐる議論が再燃し、2009（平成21）年にカード決済が日弁連において正式に認められるにいたっている。

(2) 日弁連弁護士業務改革委員会でのカード支払いを認める決議

クレジットカードの利用が社会に浸透して、その後、自治体、公共料金、医療機関、他土業の報酬等の支払いもカードでできる時代となり、利用者の利便性の観点から非弁提携禁止の意義が再検討を求められてきた。2002（平成14）年に第一東京弁護士会がカード利用を認めるべきとの意見書を出したことを皮切りに、その後の検討により、特に、インターネットでの法律相談は、過疎地の依頼者に質の高い相談を容易にしており、その相談費用はカード決済以外には考えがたく、カード利用の必要性を明らかにした。業務改革委員会では、問題点を検討した上で、カード会社との協議を重ねながら、カード手数料を3%以内とするとの約束をとりつけ、2006（平成18）年6月に弁護士会は弁護士のカード利用を否定できない旨の意見書を提出した。

(3) 現在の日弁連の意見

上記の業務改革委員会の意見書をもとに日弁連内での議論がなされ、消費者委員会の強い反対に一定の配慮をしつつ、日弁連は、2009（平成21）年3月30日に「弁護士報酬等のクレジットカード決済の問題点について（要請）」という文書を全会員宛てに出した。その意味するところは、原則としては、カード会社と契約してカードを弁護士報酬支払のための道具として使うことは許されるということを示したものである。しかし、反対論にも考慮し、次の3つの例の事例の場合などには、懲戒処分もあり得るので、注意をすべきということを明記したのである。

- ① カード会社がカード会員に対して加盟店としての一般的な紹介を超え、積極的に弁護士を紹介する場合
- ② 依頼を受けた法律事務に関して弁護士と依頼者間での紛争が生じ、依頼者がカード会社へ

の支払いを停止又は拒絶したり、立替金返還を要求したりする場合に、法律事務の内容をカード会社に開示する場合

③ 任意整理、法的整理等の依頼を受けた場合に、依頼者が当該カード会社に対する立替金の支払いができなくなることが見込まれるにもかかわらず、当該事件の報酬をカードの利用により決済させた場合

日弁連では、これらの懲戒とならないための注意点を記載したガイドラインを設定している。したがって、上記決議以降はこのガイドラインに沿った運用に注意をした上で、現代では必要不可欠な支払手段となったカードの弁護士報酬への利用も積極的に利用し、利用者の利便性の向上と弁護士業務の健全性の調和を図っていくべきである。

7 隣接士業との協働と弁護士法72条、27条

弁護士が、司法書士、税理士、弁理士等の隣接業種と協働して業務を遂行することは、業際分野の処理能力の向上等に有用であり、その協働を一步進めた隣接業種との共同事務所は、ワンストップ・サービスとして依頼者の側からみても有用である。

また、政府は、「現行法上も、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士等の専門資格者が一つの事務所を共用し、一定の協力関係の下に依頼者のニーズに応じたサービスを提供することは基本的に可能である」としている。この見解は、1997（平成9）年の日弁連の第10回弁護士業務対策シンポジウムでの結論と同様、経費共同事務所は認め、弁護士法72条・27条の関係で、隣接業種との収入共同事務所は認めていないというのが一般的な理解である。

現在の問題は、さらに進んで収入共同事務所を立法論として認めるか否かという点である。ワンストップ・サービスの問題だけであれば、経費共同でも対応できるのであるが、より効率性・統一性の高い経営形態である収入共同＝パートナーシップを敢えて認めない理由は薄い。

しかし、近年、巨大会計事務所の弁護士雇用を利用した様々な違法問題、コンプライアンスが守られない状況が出てくるに従い、共同事務所における倫理規範の確立等については、最重要課題として議論が尽くされなければならないであろう。

弁護士が仕事をする上で守らなくてはならない最大の点は、弁護士法1条の基本的人権の擁護と社会正義の実現である。この内容は弁護士の義務であり、かつ弁護士の権利であることが最大限尊重されなければならない。共同事務所においても同様に、このような義務と権利が意識されなければならない。現実の問題として、弁護士以外の職種において、このような義務と権利が確保される状況又はシステムになっているかは、疑問なしとは言えず、このような現実の問題を放置したまま他業種との収入共同事務所の構築はあり得ない。弁護士の国民からの信頼の基礎は何かを再度考え、他業種との協働の問題を、より現実的なものとするために、整備すべき課題を再検討すべき時期に来ているものと思われる。

日弁連の業際・非弁・非弁提携問題等対策本部では弁護士会内部の資料として各隣接士業が何ができるのか、できないのかを研究した結果を発表していたが、対外的にも理解をして貰わない

と法の趣旨が守れない現状があるという意識で、各士業の業務権限に関するガイドラインを書籍出版する予定としている。

現実に各士業と弁護士が協働する際に問題となるのは、弁護士の守秘義務、弁護士の利益相反紛争の受任禁止、非弁護士との報酬分配禁止というそれぞれの義務が各士業との関係でも守れるのかという疑問が払拭できないという点である。

特に、現在イギリスを中心として非弁護士が弁護士事務所に出資をするという形態の法律事務所（Alternative Business Structure、いわゆるABS）が認められることとなり、世界の弁護士会の意見が是認・反対を含めて混乱を極めている。イギリスでは、この方向での事務所が進んでおり、例えばスーパーマーケット事業者が法律事務所に出資し、チェーン店での法律相談所を実現するなどが行われるに至っている（第2部第1章第8・1項(2)ウ参照）。

また、仮に日本でも収入共同を認める場合があるとすれば、それによる影響を検討し、新たな規制が必要か必要でないのか、必要とした場合どのような規制が必要かを検討しなければならないであろう。例えば、外国法事務弁護士と同様な手法による非弁護士との特定共同事業という方法も考えられるが、その場合の隣接業種の範囲なども慎重に検討する必要があるであろう。

このような外国法事務弁護士との協働のあり方、他業種との協働のあり方の問題点は共通しているものであり、単なる協働化への技術的な問題点のみを議論するのではなく、協働化問題に潜む弁護士倫理の希薄化と弁護士の本質を侵害される危険性をどのように回避し、その回避を担保できるシステム作りができるかが問題とされなければならない。

東京弁護士会業務改革委員会では、2006（平成18）年に隣接士業との共同事務所経営に関するガイドラインを作成した。その内容は、基本的には、行政機関から監督される士業と行政機関から独立した監督機関を持つ弁護士との倫理感、行動様式、国民に対する義務の在り方の違いを明確にしたものであり、弁護士が隣接士業を雇用する場合には全て弁護士への責任として処理されるが故に問題とならないが、弁護士の雇用によらない場合には問題が生じる場合が多いことを指摘し、その回避方法を論じている。この問題の根本は、司法権に関する職務内容を基本とする弁護士と、原則として行政に関する手続代理を行う行政補助職との目的の違いにある。司法権の独立にはそれなりの理由があるように、行政庁の監督下にある弁護士以外の隣接士業が司法権に属する業務を行うことが制度として妥当なのか、司法権の独立を守ることになるのか、などが疑問として払拭できずにおり、この司法権の独立を如何に守るかという観点での考察が、国民にとって大事だということをよく理解しなければならないであろう。現在、世界的に、企業及び個人の行動様式の倫理性が求められている時代において、その助言者としての弁護士の独立性の問題が議論され、弁護士倫理が問題となっている現段階では、隣接士業との協働の問題は、以上の点をよく理解した上での判断をしていかないと、大きな制度としての司法の持っている人権の砦としての機能を失うこととなる危険性を孕んでいることに十分考慮しなければならない。